

《主制度》

ケガ保障コース

月額共済掛金

800円

お申込みができる年齢の範囲(被共済者)	終期 注1
0歳～満70歳	75歳

(年齢・性別にかかわらず)
一律の掛金です

保障内容	給付金額	おもな支払要件
入院 (不慮の事故・交通事故)	日額 5,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故日からその日を含めて180日以内に開始した入院(再入院)の場合 ● 180日分限度(1回の事故につき/通院給付金と通算して) ● 共済期間を通じて700日分限度(通院給付金と通算して)
入院援助金 (不慮の事故・交通事故)	日額 1,000円	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故日からその日を含めて180日以内に開始した入院(再入院)の場合 ● 50日分限度(1回の事故につき) ● 入院給付金が支払われる場合
手術 (不慮の事故・交通事故)	3万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院給付金の支払対象となる入院中にその傷害の<u>治療を目的として所定の手術を受けた場合</u> ● 1回限度(1回の事故につき)
通院 注2 (不慮の事故・交通事故)	日額 1,500円	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故日からその日を含めて180日以内に通院をした場合 ● 実通院90日分限度(1回の事故につき/入院給付金と通算して180日分限度) ● 共済期間を通じて700日分限度(入院給付金と通算して)
高度障害 (不慮の事故・交通事故)	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故日からその日を含めて180日以内に所定の高度障害状態に該当した場合 ● 共済期間を通じて200万円限度(障害給付金と通算して)
障害 (不慮の事故・交通事故)	178万円～5万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当した場合 ● 共済期間を通じて200万円限度(高度障害共済金と通算して)
死亡 (不慮の事故・交通事故)	200万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ※ 同一の事故を原因とする障害給付金をお支払いした場合、またはお支払いが決定している場合は、その金額を死亡共済金から差し引きます
ひったくり被害見舞金	1回につき 給付限度 3万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本国内でひったくり被害にあった場合(所轄警察署に届出がされた現金被害に限ります)

■ケガ保障コースには終期を迎える際に切替扱いでご契約いただける共済制度の取扱いはございません。

●注1 終期…75歳に達した年度の3月31日

●注2 通院は病院または診療所に通い、実際に医師の治療を受けた「実通院」の日数が支払対象となります。ギブス固定期間は、通院の支払対象とはなりません。

新しく組合員になられる方へ(出資金について)

本組合は、消費生活協同組合法に基づき共済事業等を営む「生活協同組合」です。出資金200円(1口100円を2口)の払込みによって、組合員として共済制度およびその他事業が利用できます。出資金は主制度の第1回共済掛金とともに口座振替等によりお払込みいただきます。

「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認ください。

■組合への加入について

神奈川県民共済生活協同組合(以下「本組合」といいます)は、消費生活協同組合法に基づき非営利で共済事業等を営む生活協同組合です。

〔組合員資格および出資金について〕

神奈川県内にお住まいの方、もしくは職場のある方のうち本組合の承認を受けた方が組合員となる資格を有します。組合員になるためには、出資金の払込みを要し、主制度の第1回共済掛金とともに払込みいただきます。なお、組合員になられた方には組合員証を発行いたします。本組合を脱退される場合には、出資金を払戻しいたします。

共済契約の契約概要と注意喚起情報について

G004-2211

この書面は、契約内容となる事項のうち、ご契約にあたって特にご確認いただきたい内容を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、制度内容を十分にご理解いただいたうえでお申込みください。また、ご不明な点は本組合までお問い合わせください。

I 契約概要(共済契約についての概要)

本書に記載する制度名称(共済種別)

主制度

ケガ保障コース(共済事業規約 第22種共済)

制度の仕組み

被共済者の交通事故・不慮の事故による死亡・障害・入院・通院・手術などを保障する制度です。

なお、被共済者の疾病(病気)による死亡・障害・入院・通院・手術などの保障はありません。

〔本書記載の制度について〕

神奈川県民の認可を受けた本組合の自家共済により制度の運営を行っています。

*本書では、交通事故および不慮の事故を「事故」ということがあります。

ご契約に際して

①引受条件

(1)共済契約者

本組合の組合員の方

(2)被共済者

本組合の組合員で、本共済契約の被共済者となることに同意した方

(3)被共済者の契約年齢の範囲

保障開始日現在、年齢が0歳0ヵ月(出生の届出がなされている方)から満70歳までの方

(4)二重契約の禁止

1人の被共済者が同一の共済制度または本組合で主制度として他の共済制度を二重に契約することはできません。

(5)特約付加の禁止

この制度に特約を付加することはできません。

②共済契約申込書の記入について

共済契約申込書は重要な書類です。内容を十分ご確認のうえ、共済契約者および被共済者ご自身で記入・捺印をしてください。

共済期間・共済契約の更新および終期について

共済期間は、毎年4月1日から翌年3月31日(この日を「満了日」といいます。以下同じ)までの1年間です。

共済契約の満了に際して、共済契約者から共済契約を更新しない旨の申し出がない限り、毎年自動更新され終期まで継続します。

なお、保障開始日を含む初年度の共済期間は、保障開始日から初めて迎える3月31日までとなります。

また、共済期間の満了日以外の日で解約や死亡により共済契約が消滅等したときはその日までが共済期間となります。

〔終期年齢と終期〕

終期年齢は75歳です。被共済者が終期年齢を迎えた共済期間の満了日が「終期」となります。

共済金・給付金について

共済制度は、その目的に応じ保障内容や共済金額・給付金額などが異なります。

共済金・給付金は、共済期間中に発生した事故による傷害を直接の原因とした被共済者の死亡、高度障害、障害、入院、通院、手術等が支払対象となります。

共済掛金とその払込方法について

①共済掛金

共済掛金は、共済契約者より払込みいただきます。

主制度	共済掛金
ケガ保障コース	月額 800円

②共済掛金の払込方法

共済掛金は月払いの当月払いとし、口座振替等により払込みいただきます。口座振替指定日は毎月8日です。ただし、8日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

*ご利用いただける口座振替指定金融機関については、別紙「手続き方法のご案内」をご確認ください。

*共済掛金については、領収書の発行はございません。

割戻金について

本組合の事業年度末(3月31日)に決算を行い剰余金が生じた場合は、利用分量配当により割戻金(以下「利用分量割戻金」といいます)として、3月31日現在の共済契約に対しお戻しします。なお、各事業年度の利用分量割戻金の内、払込共済掛金の5%に相当する金額(100円単位)を出資金に振替えさせていただきます。ただし、払込共済掛金の5%以内で当該事業年度にかかる総代会で決議する金額(100円単位)を出資金に振替えることがあります。

振替えられた出資金は、組合加入時の出資金に準じて本組合を脱退するときに返還させていただきます。

II 注意喚起情報(ご注意いただきたい重要な事柄)

お申込みの撤回について(クーリング・オフ)

共済契約者は契約申込日(告知日)から保障開始日を含む月の10日までに、書面等による通知により、共済契約のお申込みを撤回することができます。なお、その書面には以下の事項を記載してください。

- ①共済契約者の住所・氏名(自署)
- ②共済契約者の捺印(共済契約申込書と同一印)
- ③お申込みの撤回(クーリング・オフ)を行う旨
- ④お申込みの撤回(クーリング・オフ)の対象となる被共済者の氏名、性別、生年月日およびその制度の名称
- ⑤お申込みの撤回(クーリング・オフ)の通知日(通知書作成日)
- ⑥共済契約の契約申込日(告知日)

*共済契約申込書の契約申込日(告知日)が未記入の場合は、本組合が受理した日とします。

*書面以外による申し出方法は、本組合のホームページをご確認ください。
<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

被共済者の告知事項について(告知義務)

共済契約者および被共済者は、共済契約申込書の「被共済者の告知事項」欄で質問した各事項について告知をしていただきます。被共済者の告知事項は、共済契約の引受けを判断する(「引受けする」または「引受けしない」)ための重要な事項です。(被共済者の告知事項)の①および②において、告知された内容が事実と相違した場合は、共済契約が解除されたり、共済金・給付金の支払いが受けられない場合があります。

*告知日は共済契約申込書に記入された申込日とします。ただし、申込日(告知日)が未記入の場合は、本組合が受理した日とします。

(被共済者の告知事項)

- ①契約申込日現在、入院中ですか。
- ②契約申込日現在、要介護・要支援状態の認定を受けていますか。
なお、要介護・要支援状態の認定については、公的制度である介護保険制度の「要介護・要支援」基準を準用します。

保障開始日について

保障開始日は、毎月1日とします。
共済契約申込書の受付締切日は、毎月15日(本組合到着日)とし、本組合の審査の結果、承諾されたときに、翌月1日の午前零時から共済契約上の保障責任が開始します。なお、共済契約申込書に不備があった場合は、保障開始日が遅れることがあります。

*15日が本組合休業日の場合は翌営業日が受付締切日となります。
なお、この場合共済契約申込書は15日以前に記入されたものとします。
*保障開始月の下旬頃に「共済証書」をお送りします。

共済掛金の払込猶予期限・共済契約の消滅について

- (1)共済掛金が払込期日までに払込みされなかった場合、払込みされなかった月から翌々月の払込期日までを払込猶予期間としています。
- (2)初回共済掛金が連続して3ヵ月払込みされなかったときは、お申込みは取消となります。
- (3)2回目以降の共済掛金が連続して3ヵ月払込みされなかったときは、払込みができた最終月の末日に遡って共済契約の保障責任は消滅します。
*本組合の共済制度には「契約復活の取扱い」はありません。

共済金・給付金の請求について

- ①事故発生時の通知義務
交通事故や不慮の事故等によって共済金・給付金の支払事由が発生したときは、共済契約者、被共済者または受取人は、遅滞なく事故の発生状況や事故の程度等を本組合に通知してください。
- ②共済金・給付金の支払請求
共済金・給付金の請求手続きの際は、所定の請求書に必要書類(請求書に明記)を添付のうえ、速やかに本組合に提出してください。
*ご請求に際して、本組合の職員または本組合が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認をさせていただく場合があります。
- ③支払請求権の消滅時効
共済金・給付金を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効により消滅しますのでご注意ください。

受取人について(おもな内容)

- ①死亡共済金受取人
(1)死亡共済金の受取人は指定受取人とします。
(2)死亡共済金受取人を<被共済者の遺族>と指定した場合は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族の順位(配偶者→子→父母…)とします。ただし、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位に該当する者がいない場合の死亡共済金受取人は被共済者の相続人とし、2人以上いるときは同順位とします。
- ②その他の共済金・給付金受取人
死亡共済金以外の共済金・給付金の受取人は被共済者とします。ただし、被共済者が死亡したときは、被共済者の法定相続人にお支払いします。

共済契約の解約・解除・取消・消滅について

- ①共済契約の解約
共済契約は、共済契約者のお申し出によっていつでも解約することができます。解約日は、解約書類の本組合到着日基準で確定します。なお、本組合の共済制度には解約にともなう払戻し金(解約返戻金)はありません。

被共済者が事故以外で亡くなられたとき

交通事故・不慮の事故以外で被共済者が亡くなられたときも、解約手続きが必要となりますので、共済契約者(被共済者が共済契約者のときは、亡くなられた被共済者の相続人代表者)よりお申し出ください。
解約手続きには、所定の通知書のほか、被共済者の死亡を証明するもの(戸籍謄本等)をご提出いただく場合があります。

②共済契約の解除

(1)告知事項に違反したとき(告知義務違反)

共済契約者および被共済者から告知していただいた内容が事実と相違していたときは、共済契約を解除することがあります。

(2)重大事由に該当したとき

共済契約者、被共済者または受取人が共済金・給付金を詐取する目的もしくは他人に共済金・給付金を詐取させる目的で事故(未遂を含みます)した場合や、共済契約を継続することを期待しえない重大な事由がある場合、共済契約者・被共済者または受取人が「暴力団関係者、その他の反社会的勢力」に該当するまたはこれらと関係を有していると認められる場合など、重大事由に該当したときは共済契約を解除することがあります。

(3)二重契約によるとき

1人の被共済者が本組合の他の共済制度または同一の共済制度を二重に契約したときは共済契約を解除することがあります(この場合は、後から契約した共済契約が解除の対象となります)。

③共済契約の取消

共済契約者、被共済者または受取人の詐欺または強迫によって共済契約を締結したときは、共済契約を取消することがあります。

④共済契約の消滅

共済契約は共済掛金の未払込み(3ヵ月連続)、終期、被共済者の死亡・高度障害共済金・障害給付金の通算限度額(200万円)の支払いなどによって消滅します。

共済金・給付金をお支払いできない場合

次のような場合には共済金・給付金をお支払いできない場合がありますので特にご注意ください。

①免責事由に該当する場合

(1)交通事故・不慮の事故による共済金・給付金および入院援助金

- 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
- 給付金受取人の故意または重大な過失
- 被共済者の犯罪行為または闘争行為
- 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- 被共済者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- 交通事故または不慮の事故の死亡共済金受取人もしくは高度障害共済金受取人の故意または重大な過失
- 核燃料物質の有害な特性による事故
- 被共済者の薬物中毒、薬物嗜癖または薬物依存による事故
- 原子核反応または原子の崩壊による事故
- 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
- 発症原因がいかなる場合であっても被共済者が頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛などで他覚症状のない場合
- 被共済者の脳疾患、疾病または心神喪失による事故
- 被共済者の妊娠、出産、早産、流産、外科的手術などの医療処置(共済金・給付金が支払われるケガを治療する場合を除きます)
- 特に危険度の高い運動等でおきた事故
「特に危険度の高い運動等」とは、山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、スケルトン、ボブスレー、バンジージャンプ、スカイダイビング、ハングライダー(モーターハングライダーを含みます)搭乗、パラグライダー(パラプレーンを含みます)、超軽量動力機(マイクロライト機・ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、熱気球搭乗、その他これらに類する運動等をいいます。

(2)ひたたくり被害見舞金

- 加害者が、被共済者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含みます)であるとき
- 被共済者と加害者の間に親族関係(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含みます)があるとき

- 被共済者に当該ひつたり行為に関連する不正な行為があったとき
- 被共済者と加害者の関係その他の事情から判断して、この見舞金をお支払いすることが社会通念上適切でないとき認められるとき

② 共済契約が解除された場合

- (1)告知事項に違反したとき(告知義務違反)
- (2)重大事由に該当したとき
- (3)二重契約による時

③ 共済契約が取消とされた場合

④ 保障開始日前の事故を原因とする場合

被共済者が保障開始日前に発生した事故が原因で保障開始日からその日を含めて1年以内に入院を開始または手術を受けた場合

他の身体の障害または疾病の影響がある場合のお支払いについて

- (1)被共済者が、共済期間中に発生した交通事故または不慮の事故により傷害を被ったとき、すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響によりこの傷害が重大となった場合は、本組合はその影響がなかったときに相当する金額を決定します。
- (2)被共済者が、共済期間中に発生した交通事故または不慮の事故により傷害を被った後に、その原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響によりこの傷害が重大となった場合は、本組合はその影響がなかったときに相当する金額を決定します。

制度内容(保障内容・共済掛金等)の変更について

制度内容(保障内容・共済掛金等)は、社会情勢・経済情勢の変化・収支状況によって変更する場合があります。

信用リスクについて

本組合の支払いが著しく増加した場合は、ご契約内容の共済金・給付金が削減されることがあります。

生命保険料控除

ケガ保障コースの共済掛金は、生命保険料控除の対象とはなりません。

定型約款について

本組合の定型約款は「ご契約のしおり(第二部)契約規定(約款)」に掲載されています。この定型約款がご契約の内容になります。お申込みの際には、この定型約款に同意していただきます。あらかじめ定型約款の内容を確認される場合は本組合のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

なお、「ご契約のしおり」は保障開始後にお送りしますので、必ずお読みください。

本組合に関するご意見・ご要望等がある場合にご連絡ください。
TEL:045-201-2331(受付時間9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始の本組合の休業日を除きます)

【本書は共済契約の締結に際して重要な事項を説明する書類としてパンフレット、契約概要、注意喚起情報を掲載しています。】

【ご意向に沿った制度内容が必ずご確認ください】

共済制度のご契約に際しては、保障内容・共済金額・共済掛金等が、お客様のご意向に沿った内容となっていることを必ずご確認のうえ、お申込みください。

県民共済

神奈川県民共済生活協同組合

〒231-8418 横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル(みなとみらい29街区)

お問い合わせ TEL **0120-17-3737** (通話無料)

受付時間/平日:9:00~17:00(土・日・祝日休み)

神奈川県民共済

検索

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>

機種によって読み取れない場合があります。



個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて

本組合は、共済制度の契約または、その後の共済制度の契約内容等の諸変更の際に、契約対象者等(共済契約者、被共済者、共済金受取人を指します。以下同様)より取得する個人情報(住所、氏名、性別、生年月日、健康情報等を指します。以下同様)のお取り扱いに関しては、あらかじめ契約対象者等のご同意が必要な事柄を記載しておりますので、ご了承いただいたうえでお手続きください。

● 個人情報の利用目的

本組合は、ご提供いただきました個人情報について、①本組合への加入②共済契約のお引受・維持管理・継続、共済掛金の収納、共済金・給付金等のお支払い③教育事業のサービスのご案内・提供④本組合の業務に関する情報提供、運営管理、制度・サービスのご案内・充実⑤本組合の関連会社が行うサービスのご案内・提供⑥その他本組合の運営に関連・付随する業務の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。※上記「個人情報の利用目的」の①から⑥に掲げる業務等のご案内・提供をする際に、その利用目的に基づく必要な個人情報をご提供いただきます。ご提供をいただけない場合には、業務等のご案内・提供を行うことができなくなりますのであらかじめご了承願います。

● 医療・健康等に関する個人情報

(以下「機微情報」といいます)について

本組合は、被共済者の機微情報を「個人情報の利用目的」の範囲で取得・利用します。なお、機微情報には既に取得しているものも含まれます。

● 業務委託先への提供

本組合は、業務を円滑に遂行するため、業務の一部を委託先に委託し、当該委託先に対し、必要な範囲でお客様の個人情報を預託する場合があります。この場合には本組合が定めた基準を満たす者を委託先として選定するとともに、個人情報の取り扱いに関する契約の締結や適切な監督を行います。また、本組合はお客様より取得した個人情報を本組合の関連会社において、共同利用させていただく場合があります。

● 個人情報に関するお問い合わせ

神奈川県民共済生活協同組合 コンプライアンス統括部
TEL:045-201-3979 受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の本組合の休業日を除きます)

※詳しくは、本組合のホームページ「個人情報の取扱い方法」をご参照ください。

<https://www.kenminkyosai.or.jp/>